

あおり運転は

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

犯罪!! 免許取消!!

絶対にダメ!!
車間距離不保持、急ブレーキ、割り込み等

3~5年以下の懲役又は
50~100万円以下の罰金!
更に免許取消し!

警察庁・福島県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10種類の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 | **免許取消し**（欠格期間 2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転（著しい交通の危険）^{いちじる}

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 | **免許取消し**（欠格期間 3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年



一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10種類の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！